

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目

平成23年11月28日 国総支第30号

この実施細目は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号、以下「交付要綱」という。）第3条第5項及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。）に定める補助対象事業の事業評価の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、生活交通ネットワーク計画（交付要綱の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画に代えることができる各種計画を含む。）に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

2. 評価項目

(1) 地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（以下「生活交通ネットワーク計画に基づく事業」という。）の評価については、運行系統、離島航（空）路、施設等の別ごとに、以下の評価項目について実施するものとする。ただし、下記②について、生活交通ネットワーク計画において複数の運行系統等を包括して目標・効果が記載されている場合は、当該複数運行系統等を包括的に評価することができるものとする。

①事業実施の適切性

生活交通ネットワーク計画に基づく事業が適切に実施された（されている）か。計画どおり実施されなかった（されていない）場合には、理由等を明らかにすること。

②生活交通ネットワーク計画における目標・効果の達成状況

生活交通ネットワーク計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）か。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由等を分析の上明らかにすること。

③事業の今後の改善点

実施した事業について改善点があるかどうかを、事業の目的の達成状況を考慮した上で検証したか。

地域公共交通確保維持事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討したか（改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く検討すること。）。併せて、より適切な目標設定について検討したか。

(2) 地域公共交通調査事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を含む。）

調査事業が適切に実施され、計画策定につながるものとなっているか、調査結果を整理し評価する。適切に実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

さらに、生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針も明らかにする。

3. 事業評価及び二次評価の実施

(1) 事業評価の実施

協議会は、事業評価（自己評価）の実施後、評価等の結果を別添1に記載し、地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局に報告するとともに、協議会において公表するものとする。

(2) 二次評価の実施

地方運輸局等及び地方航空局は、二次評価の実施後、二次評価の結果を含む事業評価の結果を別添2の総括表に記載し、国土交通省総合政策局に提出するものとする。

(3) 地域公共交通活性化・再生総合事業の経過措置

地域公共交通活性化・再生総合事業の経過措置に係る事業は、従前どおり地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領（平成20年2月29日国総計第101号。以下「総合事業実施要領」という。）に基づき実施するものとする。ただし、平成23年度に限り、総合事業実施要領の5.の(4)の規定中「毎年2月末まで」とあるのは、「補助金の交付を行った会計年度の翌年度の5月末まで」と読み替えるものとする。

4. 評価項目等の見直し

評価項目、評価の実施方法等については、評価結果、事業の実施状況、各種調査研究の検討結果等を踏まえて、今後、必要に応じて見直すものとする。

5. 特定被災地域公共交通調査事業の取扱いについて

特定被災地域公共交通調査事業については、被災地等の現状を考慮して、事業評価の対象としないものとする。